

# 岡山県建築審査会同意一括処理基準

平成2年2月9日

平成11年5月19日改正

平成30年10月2日改正

令和3年1月19日改正

## (目的)

第1 本基準は、岡山県建築審査会（以下「審査会」という。）への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものにつき一括処理できる範囲を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

## (一括処理の方法)

第2 第3に掲げるものは、あらかじめ審査会の同意を得たものとして許可することができるものとし、直近に開催される審査会で報告するものとする。

## (適用範囲)

第3 一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1. 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）第1項ただし書の規定による許可のうち、軽微な既存不適格日影のある建築物の敷地における増築、改築及び移転で、次の全てを満たすもの。

（1）増築、改築及び移転を行う建築物の日影が基準に適合すること。

（2）増築、改築及び移転後における不適格日影（複合日影）が現況より増加しないもの。

2. 法第43条（敷地等と道路との関係）第2項第2号の規定による許可のうち、「岡山県建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準（判断基準）」のうち、当該申請に適用される次の判断基準を満たすもの。

（1）許可判断基準2号の（1）

（2）許可判断基準2号の（2）

（3）許可判断基準3号の（1）の1

## 附 則

### (施行期日)

この基準は、令和3年1月19日から施行する。